

角田市監査委員告示第5号

令和8年3月18日付け角田市監査委員告示第4号で公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により角田市長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年4月13日

角田市監査委員 佐藤 良 浩

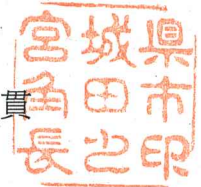
角田市監査委員 星 隆 悦



角 総 第 2 号
令和 8 年 4 月 9 日

角田市監査委員 佐藤 良浩 殿
角田市監査委員 星 隆悦 殿

角田市長 黒 須 貫



令和 7 年度定期監査指摘事項等の措置状況について（通知）
令和 8 年 3 月 1 8 日付け角監第 1 0 9 号で報告のあった定期監査の結果について、
下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知し
ます。

記

監査指摘事項等	指摘事項等の改善検討の方策及び措置状況
<p>○不適切な補助金交付について</p> <p>スマートエコライフ推進事業において、補助対象外経費を対象として補助金を交付した事案があったので改善されたい。</p>	<p>当該補助事業の目的が家庭における脱炭素化の推進であることに鑑み、LED照明器具の設置箇所を「屋内」に限定する必然性を再検討した。</p> <p>その結果、「角田市スマートエコライフ推進事業補助金交付要綱」を改正し、設置要件を「屋内」から屋外を含めた「住宅」へと変更し、令和 8 年 4 月 1 日から施行した。</p> <p>要綱改正により当該事案の不適合は解消されるが、今後の補助金執行にあたっては、申請書類と要綱の整合性を複数人でチェックする体制を徹底し、要件外の支出が発生しないよう適正な事務執行に努める。</p>

【担当】 総務課 目黒（内線 1012）